

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了……(同)……一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一

### 公告

- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……(環境局総務部環境政策課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(産業労働局商工部地域産業振興課)……三
- 平成三十年年度自衛消防技術試験(臨時)の実施……(東京消防庁)……三

## 告示

●東京都告示第千五百九十七号  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵村山市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成三十年十一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵村山市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 武蔵村山市伊奈平二丁目、伊奈平三丁目、伊奈平四丁目、岸二丁目、岸三丁目、岸五丁目、三ツ木三丁目、神明三丁目、神明四丁目、緑が丘及び学園三丁目各案内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月二十日から平成三十一年三月十五日まで

### 東京都告示第千五百九十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成三十年十一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳補正測量(四級基準点測量))
- 三 測量の区域 府中市市内
- 四 測量の期間 平成三十年八月二十日から同年十月三十一日まで

### 東京都告示第千五百九十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十

二年東京都条例第二百十五号)第八条の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。  
平成三十年十一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録番号 二十八
- 二 登録区分 特定ガス・基準量  
都内外削減量
- 三 登録検証機関名称 SOMPOリスクマネジメント株式会社
- 四 代表者氏名 代表取締役 布施 康
- 五 変更前の営業所名称 SOMPOリスケアマネジメント株式会社 本社
- 六 変更後の営業所名称 SOMPOリスクマネジメント株式会社 本社
- 七 営業所所在地 新宿区西新宿一丁目二十四番一号
- 八 変更年月日 平成三十年十月一日

### 東京都告示第千六百号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百二十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成三十年十一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

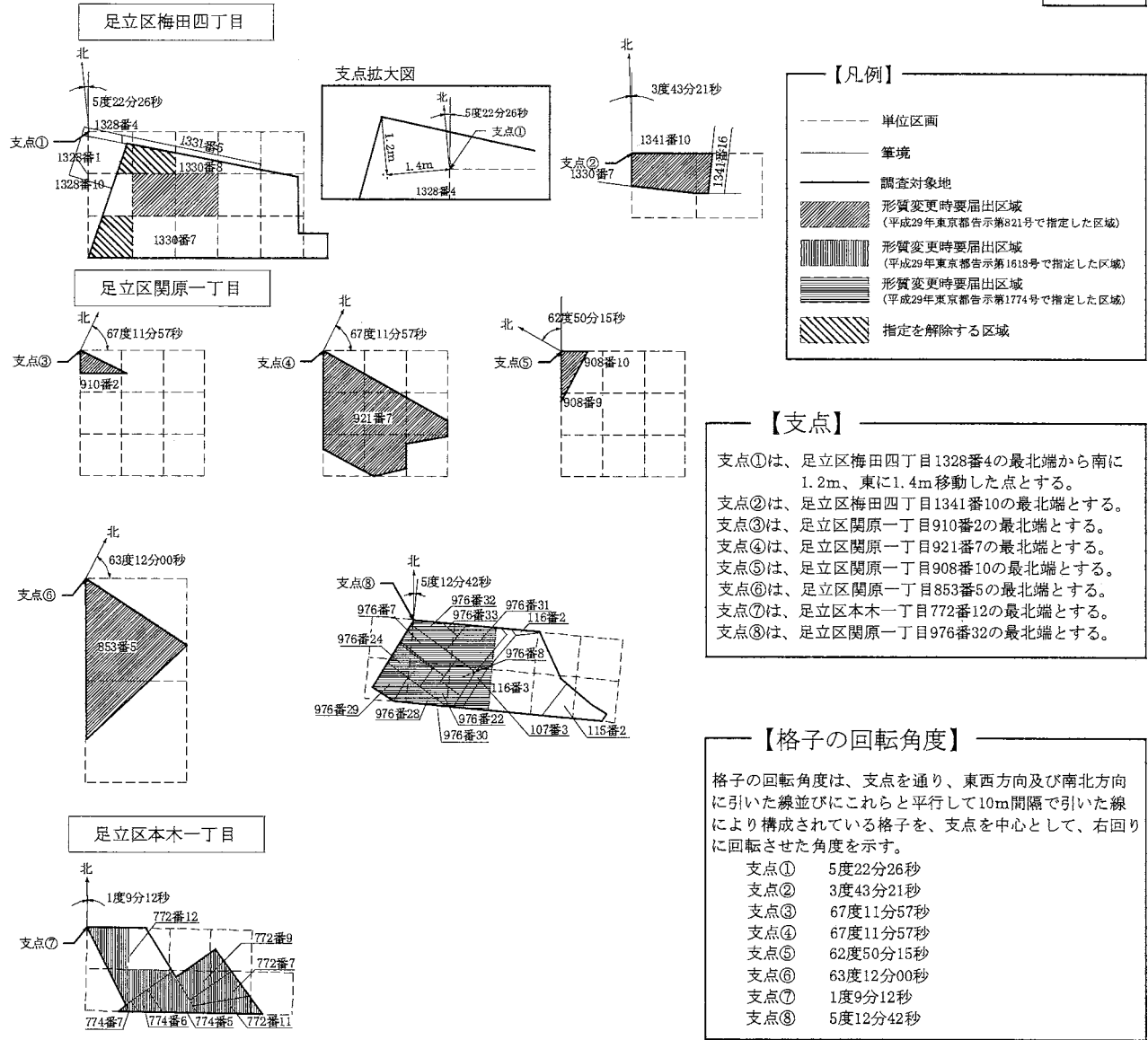
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区梅田四丁

目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、（仮称）虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年十一月二十六日  
東京都知事 小 池 百合子  
一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発準備組合  
理事長 早津 功  
港区虎ノ門三丁目八番十九号

二 対象事業の名称  
（仮称）虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日  
平成三十年十二月十四日  
四 工事完了の予定年月日  
平成三十五年三月三十一日  
五 届出日  
平成三十年十一月七日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十年十一月二十六日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 新宿パークタワー
- 二 店舗所在地 新宿区西新宿三丁目七番一号
- 三 設置者名 東京ガス都市開発株式会社
- 四 設置者住所 新宿区西新宿三丁目七番一号
- 五 変更前の駐車場の数及び位置 二か所 店舗北側
- 六 変更後の駐車場の数及び位置 四か所 店舗北側ほか
- 七 変更日 平成三十一年二月一日
- 八 届出日 平成三十年十月三十日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間 平成三十年十一月二十六日から平

成三十一年三月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

平成30年度自衛消防技術試験（臨時）の実施  
について

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。

平成30年11月26日

東京消防庁

消防総監 村 上 研 一

1 試験の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成31年1月25日（金曜日）及び同年2月22日（金曜日）  
各日とも午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

2 受験申請の受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間

平成30年12月3日（月曜日）から各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）（各試験日の受付期間の最終日が休日の場合

は、直後の休日以外の日まで)

なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内 (稲城市及び島しょ地域を除く。) の各消防署、  
消防分署及び消防出張所

3 問合せ先

(1) 都内 (稲城市及び島しょ地域を除く。) の各消防署、  
消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-  
3255-2945)

4 その他

受験申請用の書類は、上記の受付場所で配布する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性